

福島県12市町村家賃補助金に関するQ&A

【制度の概要】

Q1 この家賃補助金はどんな目的の制度ですか？

A1 この制度は、12市町村（※）へ移住する方の住まいにかかる負担を軽くし、安心して新しい生活を始めていただくとともに、12市町村内に定着していただくことを目的としています。

12市町村へ移住し、民間の賃貸住宅に住む方の家賃について、**最大月額4万円、最大36か月**補助します。

（※）東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった福島県内の12の市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を指します。

Q2 自分が対象になるか簡単に確認できますか？

A2 次の全てに当てはまる方が対象です。

- 令和8年4月1日以降に12市町村へ転入した（※）
- 転入前に連続して3年以上12市町村外に居住していた
- 民間賃貸住宅に居住している
- 就業又は起業している
- 自分の意思で移住し（転勤命令ではない）、5年以上継続して12市町村内に定住する意思がある
- 平成23年3月11日時点で12市町村外に居住していた
- 市区町村民税等の滞納がない

その他詳細については申請前に御相談ください。

（※）令和8年3月31日までに転入した方については、お住いの自治体で補助制度を実施している場合がありますので、市町村の移住窓口にお問い合わせください。

Q3 店舗兼住宅の家賃についても対象になりますか？

A3 あくまで「居住用に供する家賃分（※）」が対象となります。

したがって、家賃を事業経費として計上している場合の事業経費分の家賃や「店舗用」、「事業用」などと記載されている契約、賃借人が法人名義の場合等の家賃は対象外となります。

（※）居住用に供する家賃分の算定にあたっては、床面積の割合で按分する等、客観的・合理的な基準を用いてください。

Q4 12市町村内での引っ越し（市町村間の移動）は対象になりますか？

A4 対象になりません。

本制度は、12市町村外から新たに移住する方を対象としているため、R8.3.31以前に既に12市町村内に住んでいる方が、12市町村内の別の市町村へ転居した場合は補助対象外となります。

なお、家賃補助金の交付決定を受けた後に、12市町村内で転居する場合は、通算で最大36か月の範囲内で補助を継続して受けることができます（所定の手続が必要です）。

※ 12市町村内からの転入は本制度において「新規移住」には該当しませんが、お住いの自治体で独自に補助を実施している場合がありますので、市町村の移住相談窓口にお問い合わせください。

【補助内容（補助対象者、補助額）】

Q5 勤務先の転勤で12市町村に引っ越した場合も対象になりますか？

A5 勤務先の命令による転勤や出向の場合は、原則として対象になりません。

この制度は、自らの意思で12市町村へ移住した方を対象としているためです。

ただし、本人の希望による転勤や、勤務先の移転に伴い転居した場合など、自発的な移住と認められる場合は、例外的に対象となることがあります。詳しくは申請前にコンタクトセンターまで御相談ください。

Q6 家賃補助金の補助額はいくらもらえますか？どのように計算しますか？

A6 補助額は、家賃から3万5千円と住宅手当を差し引いた額です。

ただし、月額4万円が上限となり、1,000円未満は切り捨てます。

なお、国の制度ルールにより、公営住宅と同程度の自己負担額を確保するため、家賃から3万5千円を差し引いて計算します。

【計算例】

■ 家賃8万円、住宅手当なし

→ 8万円 - 3万5千円 = 4万5千円
= 月4万円補助

■ 家賃8万円、住宅手当2万円あり

→ 8万円 - 2万円 - 3万5千円 = 月2万5千円補助

■ 家賃8万円、住宅手当9,500円あり

→ 8万円 - 9,500円 - 3万5千円 = 35,500円
= 月3万5千円補助

Q7 勤務先の社宅や社員寮に住んでいる場合も対象になりますか？

A7 社宅や社員寮に住んでいる場合は、補助の対象になりません。

この制度は、移住者が民間の賃貸住宅を自ら契約して住む場合を対象としているため、勤務先から貸与される住宅（社宅・社員寮など）は対象外となります。

なお、家賃の一部を自己負担している場合でも、勤務先名義の社宅等であれば対象になりません。

Q8 家賃に共益費などが含まれていて内訳が分かれていない場合、補助対象額はどのように計算しますか？

A8 賃貸契約書に「家賃〇円（共益費込み）」などと記載され、家賃と共益費等の内訳が分かれていない場合は、管理会社や貸主に内訳を確認し、共益費等を除いた金額を補助対象家賃として取り扱います。

内訳が確認できない場合は、個別に確認の上、補助対象額を判断しますので、事前にコンタクトセンターまで御相談ください。

Q9 家族や同居人と一緒に住んでいる場合でも申請できますか？

A9 同居している場合でも申請できます。

ただし、補助金を申請できるのは、賃貸住宅の契約者本人（移住者）に限られます。

配偶者や同居人が契約者となっている場合は、その契約者が要件を満たしている必要があります。

Q10 勤務先（就業先）は12市町村内である必要がありますか？

A10 12市町村に実際に居住し、生活していることが必要ですが、勤務先の所在地に制限はありません。

そのため、12市町村外で働いている場合でも申請できます。

Q11 家賃補助金は最長どのくらい受けられますか？

A11 補助期間は、申請があった月の翌月から最大36か月（3年間）です。

ただし、申請日が月の初日（1日）の場合は、その月から補助対象となります。

Q12 日割りで支払った家賃は補助対象となりますか？

A12 月の途中で入居又は退去した場合など、日割り計算された家賃は補助の対象になりません。

ただし、月の途中で退去する場合でも、退去月の家賃を前月までに満額支払っているときは、その月分は補助対象となります。

【申請方法・審査の流れ】

Q13 家賃補助金の申請期限はいつまでですか？

A13 初めて申請する場合は、その年度の1月末日までに申請してください。
また、2年目以降も継続して補助を受ける場合は、毎年度4月末日までに申請が必要です。

Q14 家賃補助金はどのように申請すればよいですか？また、どんな書類が必要ですか？

A14 申請窓口は、以下のとおり郵送と持参で提出先が異なるので御注意ください。

【郵送により提出する場合】

事務局（株式会社URリンクージュ）

住所：〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター4F

【持参する場合】

ふくしま12市町村移住支援センター

住所：福島県双葉郡富岡町小浜字中央 295

申請の際は、次の書類を提出してください。

① 交付申請書（第1号様式）

※ 次問のとおり、年度毎の申請が必要となりますので「支払予定家賃月数^①」については「当該年度の4月から翌年3月までの月数」を記載してください。

② 賃貸借契約書の写し

③ 世帯全員が記載された住民票（謄本）の写し

④ 写真付き本人確認書類の写し

⑤ 移住元の住民票の除票の写し

⑥ 戸籍の附票（平成23年3月11日時点の住所が確認できるもの）

⑦ 就業証明書（第2号様式）又は、自ら事業を営んでいることを証明する資料（売上等が確認できる書類）

⑧ 直近の1月1日時点で住民登録されていた市区町村民税の滞納がないことを証明する書類

⑨ 誓約書（第3号様式）

⑩ 個人情報取扱同意書（第4号様式）

⑪ 振込先口座が分かる通帳等の写し

Q15 2年目以降も申請は必要ですか？また、提出書類は変わりますか？

A15 補助を継続して受けるためには、毎年度申請が必要です。

ただし、2年目以降は提出書類の一部を省略できます。

【毎年度提出が必要な主な書類】

- 交付申請書（第1号様式）
- 就業証明書（第2号様式）又は、自ら事業を営んでいることを証明する書類（売上等が確認できる書類）
- 市区町村民税の滞納がないことを証明する書類 など

【2年目以降は原則提出不要の書類】

- 世帯全員が記載された住民票（謄本）の写し
- 写真付き本人確認書類の写し
- 移住元の住民票の除票の写し
- 戸籍の附票（平成23年3月11日時点の住所確認書類）
- 誓約書（第3号様式）
- 個人情報の取扱い同意書（第4号様式）
- 振込先口座が分かる通帳等の写し

※ 賃貸借契約書の写しについては、賃貸借契約の更新等があった場合に提出してください。

Q16 住宅手当があるかどうかは、どのように確認されますか？

A16 住宅手当の支給の有無や金額は、次の方法で確認します。

- 申請時に、申請書で住宅手当の有無を申告していただきます。
- あわせて、勤務先が発行する「就業証明書」により、住宅手当の支給の有無と月額を確認します。

なお、内容の確認のため、必要に応じて追加書類の提出や状況確認をお願いする場合があります。

Q17 自ら事業を営んでいる場合、どのような資料で証明すればよいですか？

A17 自ら事業を営んでいることの証明書類として、以下の書類を提出してください。

(1) 個人事業主の場合

- a 開業届の写し
- b 事業の実態や売り上げ等が分かる書類

(2) 法人等の代表者の場合

- a 法人設立届出書の写し
- b 事業の実態や売上げ等が分かる書類

なお、提出された書類により、事業の実態について県が総合的に判断します。

Q18 申請後に状況が変わった場合はどうすればよいですか？

A18 次のような変更があった場合は、速やかに変更申請が必要です。

- 転職、退職、起業など就業状況の変更
- 家賃や住宅手当の変更
- 12市町村内での転居
- 12市町村外への転出予定

なお、変更手続を行わない場合、補助金の返還が必要となることがあります。

Q19 12市町村外に転出した場合、既に交付を受けた補助金は返還となりますか？

A19 12市町村以外へ転出されるなど、要綱第3条で定める「継続して居住すること」という条件を満たさなくなった場合、家賃補助の交付決定は取り消しとなります。

交付決定が取り消された際には、これまでにお支払いした家賃補助について、全額又は一部を返還していただく必要が生じる場合があります。

ただし、倒産・災害・病気など、やむを得ない事情があると認められる場合には、返還が免除される場合もあります。

転出の事情によって対応が異なりますので、転出や転居の予定がある場合には、「転出・転居先等報告書」の提出とあわせてコンタクトセンターまで御相談ください。